

岩槻区役所多目的室使用許可基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、さいたま市庁舎管理規則（平成13年さいたま市規則第69号）第7条第3項の規定に基づき、区役所多目的室（以下「多目的室」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 多目的室の使用受付等の管理運営は、区役所区民生活部コミュニティ課長（以下「管理者」という。）が行う。

(使用することができる団体等)

第3条 多目的室は、次に掲げる団体が、区のコミュニティづくり及び地域振興のための活動に使用できるものとする。

- (1) 市民活動ネットワークに登録された団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めた団体

(使用目的)

第4条 多目的室の使用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域イベントの企画、準備等の会合
- (2) コミュニティ形成又は地域振興のための定例的な会合
- (3) コミュニティ形成又は地域振興を目的とした団体の設立準備のための会合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めた使用

(使用することができる日等)

第5条 多目的室を使用することができる日は、1月4日から12月28日までとする。

2 多目的室を使用することができる時間は、次のとおりとする。

使用区分	使用することができる時間
(1) さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる日	午前9時から午後5時まで
(2) 前号以外の日	午前9時から午後9時まで

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、多目的室を使用することができる日及び時間を変更することができる。

(使用料)

第6条 多目的室の使用料は、無料とする。

(使用の許可手続)

第7条 多目的室を使用しようとする者は、多目的室使用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。当該申請に係る事項を変更しようとする時も同様とする。

2 前項の申請書は、使用日の3月前から3日前までに提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 管理者は、第1項に規定する多目的室の使用又は変更の許可をする場合は、多目的室使用許可

書（様式第2号）を交付して行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、当該許可に係る使用についての条件を付することができる。

（許可の制限）

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは多目的室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 専ら営利を目的とした使用と認められるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する活動を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の宗教、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。
- (6) 市の事業に使用するときその他施設管理上必要なとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当でないと認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項）

第10条 管理者は、使用者の遵守事項を定め、多目的室の管理上必要があるときは、その使用者に対し必要な指示をすることができる。

（許可の取消等）

第11条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、多目的室の使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

（特別な設備等の承認）

第12条 使用者は、多目的室に特別な設備をし、又は備え付け以外の物品を使用とするときは、管理者の承認を受けなければならない。

（原状回復）

第13条 使用者は、多目的室の使用が終わったときは、速やかに多目的室を原状に回復しなければならない。第11条の規定による使用の停止又は許可の取消し処分を受けたときも同様とする。

（損害賠償）

第14条 使用者は、故意又は過失により多目的室の施設等をき損し、又は焼失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

附則

この基準は、平成15年4月1日より施行する。

この基準は、平成23年4月1日より施行する。

この基準は、平成24年1月4日より施行する。

この基準は、平成28年12月1日より施行する。